

曾於市学校給食センター給食調理等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月
曾於市教育委員会

1. 趣旨

この要領は、曾於市学校給食センターにおいて、調理配送業務を民間事業者へ委託するにあたり、安心安全かつ確かな調理配送従事体制が確立できる事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2. 概要

(1) 業務の名称

曾於市学校給食センター給食調理等業務委託

(2) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別添「曾於市学校給食センター給食調理等業務委託仕様書」（以下仕様書）による。

(4) 履行期間

委託業務の実施期間は、令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

(5) 提案上限額

本業務の提案上限額は、80,243,000 円（消費税及び地方消費税込み）

年度ごとの上限額は以下のとおり

令和6年度 80,243,000 円（消費税及び地方消費税込み）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※地方自治法214条に基づく債務負担行為による1年契約になる。

※契約期間中に消費税率の引き上げが行われた場合は別途協議する。

(6) 事務局（書類提出先、問い合わせ先）

曾於市教育委員会教育総務課学校給食係
〒899-8692

鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

TEL 0986-76-8871 FAX 0986-36-7500

E-Mail : o-kyouiku@city.soo.lg.jp

ホームページ :

<https://www.city.soo.kagoshima.jp/kurashi/kosodatekyouiku/gakkoukyuusyoku/>

3. 参加資格要件

参加者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 参加表明書提出期限において、曾於市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく曾於市の入札参加制限を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(6) 厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの適用を受ける施設で、一施設一日当たり約2,000食以上の学校給食調理業務の実績を3年以上有し、且つ、現在もその該当する施設で調理配送業務委託を締結しており、その受託実績が良好であること。

- (7) 過去3年以内に、学校給食業務又は大量調理施設調理業務において、食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (8) 法人税及び法人事業税に滞納がないこと。
- (9) 曾於市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員でないこと。
- (10) 委託事業の遂行に際し、仕様書に定める業務責任者等の専門的な資格等がある従事者を専任職員として配置できるだけの人員を確保している者であること。
- (11) 業務委託の実施にあたり、曾於市との連絡調整や打合せなどに迅速かつ的確に対応できる者であること。
- (12) 県内に本社、支社又は営業所などの営業拠点を有する者。

4. プロポーザルのスケジュール

- (1) 実施要領等の公表・・・令和5年9月19日（火）
- (2) 実施要領等の配布、参加表明書の提出・・・令和5年9月19日（火）～9月29日（金）
- (3) 事業者説明会・・・令和5年9月26日（火）14時～
- (4) 要領等に関する質問提出・・・令和5年9月26日（火）～10月3日（火）
- (5) 要領等に関する質問への回答日・・・令和5年10月10日（火）
- (6) 参加資格結果回答・・・令和5年10月16日（月）
- (7) 一次企画提案書等の提出・・・令和5年10月16日（月）～10月30日（月）
- (8) 一次審査結果及び二次審査開催の通知・・・令和5年11月10日（金）
- (9) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）・・・令和5年12月1日（金）
- (10) 二次審査結果の通知・・・令和6年4月上旬
- (11) 契約締結・公表・・・令和6年4月上旬

※日程は市の都合で変更することもあります。あらかじめご了承ください。

5. 一次審査 提出書類等

(1) 参加表明書提出について

- ①公募型プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）
- ②参加資格確認表（別紙）
- ③提出期間・・・令和5年9月19日（火）～9月29日（金）17時15分
- ④提出方法・・・提出期限までに事務局に郵送（必着）または持参すること。

(2) 参加資格の確認について

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、参加表明書の提出後から審査結果の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。参加表明書を提出した事業者には、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（第2号様式）の確認結果を通知する。

また、提案書の提案者として選定した者に対しプロポーザル方式参加要請書（第3号様式）を送付する。

(3) 質問書の提出について

- ①質問書（第4号様式）
- ②提出期間・・・令和5年9月26日（火）～10月3日（火）17時15分
- ③提出方法・・・電子メール、もしくはFAXにて事務局へ提出すること。
- ④回答方法・・・電子メール
- ⑤送信後は、送信した旨の連絡を電話にて行うこと。

(4) 一次企画提案書 企画提案書は1者1案とし、下記の資料を提出すること。

ア 提出書類等

①提案書鑑（第5号様式。内容は任意様式。）

②会社概要書（第6号様式）

③直近の「法人税」及び「消費税及び地方税」に滞納がない旨の証明

④企画提案書（第7号様式）

※後述イの企画提案書の課題等及び仕様書に基づき事業者の実施内容を提案するもの。

⑤見積書（第8号様式）

※見積書には、年度毎概算事業費並びに総額概算事業費を税抜額と消費税額に分けて記載すること。事業限度額を超える見積額の提案があった場合は失格とする。

⑥提出期間・・・令和5年10月16日（月）～10月30日（月）17時15分

⑦提出方法・・・提出期限までに事務局に郵送（必着）または持参すること。

⑧提出部数・・・正本1部、副本12部

イ 企画提案書の課題等/配点（1課題：A4片面3枚以内。）

①業務実績（20点）

②企業理念（10点）

③提案内容的確性（20点）

④人員配置体制（30点）

※枚数制限とは別に作業工程表、作業動線図を作成

※献立指示書は説明会で配布予定

⑤衛生管理体制（30点）

⑥危機管理体制（30点）

⑦アレルギー対応食（10点）

⑧研修計画、移行準備等（10点）

⑨食育の充実、学校との交流企画（10点）

⑩配送業務体制（10点）

⑪受託コスト（20点）

(5) 事業者説明会

①実施日時・・・令和5年9月26日（火）14時～

②場所・・・鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地 曾於市教育委員会

※参加者は令和5年9月22日（金）までに、参加する事業者の商号及び名称、参加者氏名（様式任意）を提出する。（電子メール、FAX可）

(6) 企画提案書等の提出時の留意点

①提出する企画提案書等は、1社第1案のみとし、第2案は認めない。

②企画提案書等を受理した後は、その追加修正は認めない。

(7) 一次審査結果及び二次審査開催の通知 令和5年11月10日（金）予定

一次審査で優良な提案を行った応募事業者に、二次審査実施の案内を文書または電子メールで通知する。

6. 二次審査

(1) プレゼンテーション

①実施日時・・・令和5年12月1日（金）

日程については変更する場合もあるため、別途連絡する。

②会場・・・曾於市役所本庁

〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地

③提案説明時間・・・30 分以内とする。(企画提案 20 分, 質疑応答 10 分)

④機材・・・説明に必要と思われる機材(パソコン, プロジェクター, スクリーン)は本市で準備する。ただしパソコンについては持ち込みも可とする。

⑤その他

ア 順番は参加表明書提出順とする。

イ プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等を使用して説明すること。

当日の追加資料は認めない。

ウ 出席者は説明者を含めて 3 人までとする。

(2) 二次審査結果の通知 令和 6 年 4 月上旬予定

最優秀提案者及び次点者, 不採用を文書または電子メールで通知する。

なお, 審査結果の異議申し立ては一切認めないものとする。

※プロポーザル方式採用通知書(第 9 号様式)

※プロポーザル方式不採用通知書(第 10 号様式)

7. 契約

契約に際して, 企画提案事項は必ず実施することとし, 契約の協議調整を行い合意が得られた時点で, 見積書を徴して随意契約により契約を締結する。また, 審査の対象者が 1 者の場合であっても審査を実施し, その提案内容が本事業の受託者に適していると認められる場合は, その者を優先交渉者とし随意契約により契約を締結する。また, 委託状況が良好である場合は次年度以降をプロポーザル方式によらず随意契約により契約を締結できるものとする。

8. その他参加に関する留意事項

(1) 本プロポーザルに要する作成経費や旅費等の必要諸経費等は, 提案者の負担とする。

(2) 提出書類は, 選定以外の目的に使用しないものとする。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合, またその他不正行為をした提案者は失格とする。

(4) 本プロポーザルの提案を辞退する場合は, 辞退届(任意様式)を提出すること。

(5) 提出された書類については変更できないものとし, またその理由にかかわらず返却しない。

(6) 失格条項等

次の各号に該当する場合は棄権若しくは失格とみなし, 審査の対象より除外する。

① 提出期限までに提案書の提出がなかった場合。

② 虚偽の内容が記載されている場合。

③ 履行不可能な内容が記載されている場合。

④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

⑥ 見積額が異常に少額であるなど, 委託事業の適正な履行に支障があると判断された場合。

(7) 使用する言語, 通貨及び単位

日本語, 日本国通貨及び計量法(令和 4 年法律第 51 号)に定める単位とする。文字サイズは 10 ポイント以上とする。

9. 企画提案書の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は, 当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は, 本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは提出された企画提案書の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

10. 本プロポーザルの中止

緊急やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市へは請求できないものとする。

11. 本要領の効力

本要領は公告の日から適用し、選定事業者との契約を締結した日の翌日にその効力を失うものとする。